

旭市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

令和2年4月23日

旭市監査委員	木村哲三
旭市監査委員	堀江通洋
旭市監査委員	佐久間茂樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：令和元年度財政援助団体等監査

措置を講じた部署	旭市スポーツ協会及び体育振興課
監査結果提出日	令和２年３月１０日
措置通知日	令和２年４月１０日
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
(1) 補助金 市からの補助金を再交付する際には、チェック体制を整えるよう各補助金の手続きについて見直しをされたい。	(1) 補助金 (旭市スポーツ協会) 市民スポーツ大会補助金に関し指摘のあった交付の根拠およびチェック体制について下記の通り整備する。 ・補助金の交付根拠を明確化するため補助金交付要領を制定すること。 ・要領内には別表として各競技団体への補助金額を明記し、金額に関しては令和３年度末を目標に各競技団体の活動実績に則した金額となるように見直しを行う。 ・事業終了後に各競技団体は事業報告書及び決算書の提出を求めるよう要領に定め、補助金による事業が適切に実施できているか精査する。 (体育振興課) 市民スポーツ大会補助金に関し指摘のあった交付の根拠およびチェック体制について上記の通り整備するようスポーツ協会へ指導を行った。